手続きの流れ（建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に係る包括同意基準）

前提条件	計画建築物が包括同意基準第2条の適用の範囲に該当するものが対象となります。
建築計画	道路管理者、警察署長と通行上支障がない旨の協議を終了させてください。 建築基準法、川崎市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等に適合した計画としてください。
許可申請受付	許可申請書類（正・副2部）を提出してください。 道路管理者の道路占用許可書の写し、警察署長からの回答、 都市計画法第53条の許可の通知書の写し（不要であれば議事録提出）を添付してください。） 手数料の納付完了を確認し、受付となります。
許可	消防同意、決裁、事務処理等の後、許可通知書（副本）を交付いたします。 許可後、建築審査会用資料を30部提出してください。 ※建築審査会資料は、案内図、配置図兼平面図、立面図、断面図を1枚程度にまとめてください。 パワーポイント用の図面のデータを提出してください。
建築審査会	不定期開催となります。 許可後初めての建築審査会にて報告を行います。
確認申請	許可通知書（副本）を添付して、確認申請窓口に提出してください。